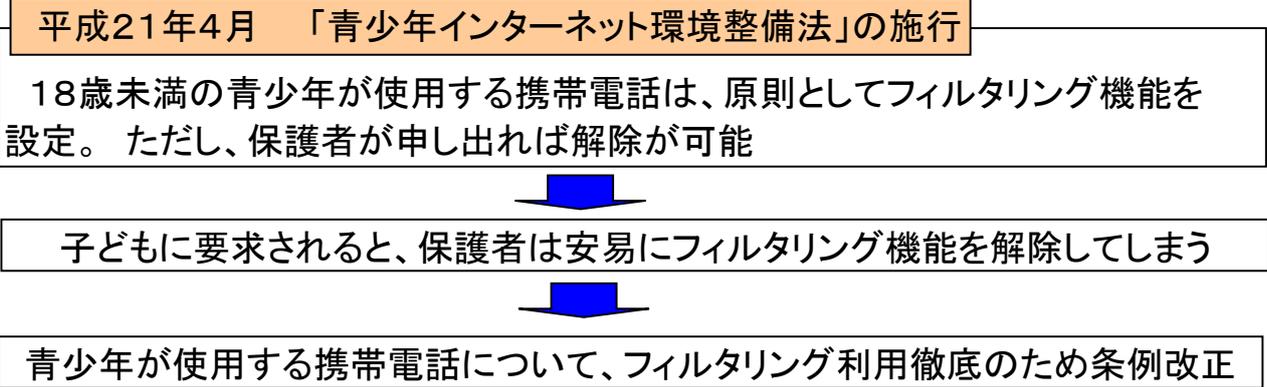


改正条例の概要について

平成22年11月
青少年課

1 現状



2 改正内容

改正条例により新たに規則で定めるとされた事項について、規定の新設。

改正条例(3月30日公布)	改正規則事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者は、正当な理由がなければフィルタリングを解除できない。 ○ 事業者は、保護者に対して口頭説明や説明書の交付を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正当な理由 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労 ・ 障害や疾病 ・ 保護者が青少年のインターネットの利用状況を適切に把握 ○ フィルタリングを利用しない旨の申出の書面に記載すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申出日・申出者の氏名 ・ 申出者の電話番号・正当な理由 ○ 事業者が説明すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害情報閲覧の機会が生じること ・ 不適切な利用により犯罪を誘発し、又は犯罪により被害を受ける恐れがあること ・ フィルタリング解除の申出には正当な理由が必要なこと ○ 書面の保存義務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者はフィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面を保存しなければならない。(契約にかかる青少年が18歳に達する日まで)